

平成 22 年度第 2 回二宮町・大磯町障害者自立支援協議会議事録

1 日 時 平成 23 年 3 月 23 日（水） 13 時 35 分～15 時 20 分

2 会 場 大磯町福祉センター 2 階レクリエーション室

3 出席状況

出席者	二宮町身体障害者福祉協会	渡辺 靖
	大磯町民生委員児童委員協議会	高野澤 均
	大磯町社会福祉協議会	岩本（代理）
	平塚保健福祉事務所	狩野（代理）
	大磯警察署	小澤 章
	二宮町健康福祉部	坂本 眞砂子
	大磯町保険福祉課	岩崎 俊一
	大磯町教育委員会	大隅 則久
	ワーカーズ大空	依田 久司
	丹沢自律生活センター	岡西 博一

事務局

二宮町	渡辺副主幹
大磯町	増尾所長
大磯町	小林主査
素心会	萩原 勝己
素心会	鈴木 綾子
素心会	内山 泰祐

傍聴者 なし

4 議事の経過の要領及びその結果

はじめに事務局は、本日欠席した委員からは委任状を頂いているため定足数を満たし本会は有効に成立する旨を報告しました。次に昨年の 12 月に民生委員児童委員の一斉改選があり、前会長の三箇氏に代わり新会長の高野澤氏を委員として参加していただく事になったと説明して紹介をしました。

（1）あいさつ

大磯町保険福祉課障害福祉センター所長 増尾 克治

本会議は次第にある通り会長の選任、各機関からの報告と合わせて今回の震災の影響について被害状況や今後の課題となる事等お話しいただきたい。

(2) 議事の内容

第1号議案 会長の選任について

事務局は第1号議案について経緯を説明しました。

事務局 昨年12月の民生委員児童委員協議会の改選により大磯町民生委員児童委員協議会会長の三箇様が退任されました。第1回自立支援協議会で自立支援協議会会長は大磯町民生委員児童委員協議会会長が就任する事は承認いただいているので、大磯町民生委員児童委員協議会会長の交代に伴い新たに高野澤様に自立支援協議会会長をお願いしたい。

事務局は意見を促したが特に無く、高野澤氏を会長に選任する事について可否を議場に諮ったところ、全員一致で承認されました。

事務局は第1号議案終了後「二宮町・大磯町障害者自立支援協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領及び会議傍聴要領」に基づき、傍聴人の有無を確認したがいない為そのまま議事を進行しました。

第2号議案 平成23年度事業計画（案）について

二宮町・大磯町自立支援協議会設置要綱第7条1項に基づき新会長の高野澤氏が、第2号議案より議長となりました。

議長は第2号議案平成23年度事業計画案について説明を指示しました。事務局は資料に基づき詳細に説明をしました。

事務局 平成23年度も2回に分けて研修会を実施したいと考えています。ひとつは「大地震被災体験から学ぶ」をテーマに、大きな災害が生じた時の障害者への様々な対応について改めて検証しておく必要があります。過去に被災者となった方を講師に招聘して被災体験を講演していただき、何を整理すればよいか検討できる機会としたい。

次に、現在施行されている自立支援法は廃止となり新たに障がい者総合福祉法（仮称）が制定される事が決まっています、その内容についても少しずつであるが示されてきているので「新法に関する研修会」を開きたい。

また部会の検討項目としては4つあげている。困難事例の検討については毎年続けているもので、よりよいサービスにつなげる為に引き続き検討してい

きたい。

委員 困難事例の検討は両町合同で実施していますか。

事務局 合同で行なっている。社会資源も少ないため、両町で課題を共有して検討を重ねています。

議長は質問を促したが他に質問はなく、平成 23 年度事業計画は原案のとおり承認されました。

第 3 号議案 各機関からの報告

議長は各委員に各機関の状況や連絡事項、震災の影響について発言を求めました。

委員 身障協会には自分では動く事も困難な方が多いので、これを機に連絡網の整理や連絡方法など整えておく必要があります。

委員 大磯町社協では福島県で被災されて避難してきた要介護者 3 名の相談支援をしている。実際にはその 3 名を含めた 20 名近くの家族で避難してきており今後は児童や障害者の支援との情報の共有化を図れる連絡調整の仕組みを考えていく必要があると感じています。

委員 平塚保健福祉事務所では岩手県大槌町に保健師 2 名を派遣する予定。また放射能被害の不安から食品と健康に関する相談が増えています。県の福祉情報はかながわ福祉情報コミュニティで随時更新しているので確認してほしい。

委員 震災当日は二宮町・大磯町も大津波警報が発令されて警戒したが幸い津波は起こりませんでした。計画停電では、信号停止による交通事故に気をつけなければならないが実際はいつどこで停電となるか不確定のため対応に苦慮しています。一番心配しているのは児童の登下校時間の停電だが、すべての信号に配置できる人員もないのが実情であります。
風評に惑わされぬように確実な情報に基づいて行動してもらいたい。

事務局 素心会は利用者に怪我や建物被害はありませんでした。当日困ったのは通所型事業の利用者を自宅に帰す事で、遠方から通所している方も多く道路渋滞や電車運休の影響で 6 時間近くかかった方もいました。そこで連想されるのは通所型事業において災害によりもう少し大きな被害が生じた場合は、帰宅

できず家族とも連絡が取れない状況がありうる事。通常、通所型事業所には生活できる設備はないため、一定期間、生活できる備えが必要だろうと感じました。

また、避難所での生活を想像すると大勢の避難者の中で制限された生活を強いられるのは理解できない方が多く、そこから生じる様々な混乱により他の避難者も巻き込んだ事態へと発展する可能性が大きい。対応として何か持っておかないといけないと思います。災害避難時であっても個々の障害特性に応じた支援が必要であり、実際には支援員の確保が大きな課題であります。早急に体制の整備をする必要があります。

事務局 相談支援から相談者の様子を報告したい。当日はまず各小学校の特別支援級に子が通う親から学校と連絡が取れないと支援センターにメールでの問い合わせがありました。実際に学校に迎えに行っても普通級の保護者も車で迎えに来ていて学校付近が渋滞してしまい容易に近づけなかったとの事。また他のケースでは、余震が続く状況下で強い不安を感じて通学や通所できなくなっている方もいます。その他にも、携帯電話の緊急地震速報警告音や町の放送により睡眠不足となり体調不良や発作にまで発展するケース、精神的不安定から他害行為や破壊行為に及び対応に苦慮しているが計画停電等の影響で通院がままならないケース、特定の食品や飲料水等にこだわりがある方が各店舗の商品不足により不安定となってしまうケース等、構造化された中で生活している方が多いので見通しがつかない生活による不安定さというところで多数相談が上がってきています。

委員 地震後は道路渋滞がひどく在宅者の安否確認のため原付バイクで移動するしかなかった。計画停電は実際に停電となると月明かりもないと非常に暗く、住み慣れた家でも不安が大きいと思います。

委員 当日はデイサービス活動をしていて、エレベーターが可動せず2階にいる利用者を階下に下ろすのに苦労しました。実際には使用はしなかったが事前にレスキューシートや防災ヘルメットを用意していたので安心感につながり、防災対策の重要性を痛感しました。訪問サービスでは地震後にヘルパーが訪問して話しをすることで安心する利用者が多かった。今まで地震被害では津波という災害を真剣に考えてこなかった。事業所の立地条件を考えると避難場所や避難経路を考えておかなければならない。

委員 保育園・幼稚園・学童保育ともに親が帰宅難民で迎えがなかなか来れず連絡

手段もなかった。地震後、園児の中で恐怖感や不安感により親に対する甘えが強くなった子どもが増えた。その他、建物被害としてある幼稚園では園庭の地盤が下がる被害もあった。大磯町からは被災地に保育士 2 名の派遣を検討しています。

委員 震災時には津波を心配して海岸に近い家族が町施設に避難してきた。大磯町では被災者の受け入れとして 2 か所の避難所の開設準備を進めています。在宅の要介護者の安否確認に民生委員が迅速に動いてくれて、あらためてボランティア協力の大きさを痛感しました。

委員 町内の福祉施設に被害はなく、要援護者についても民生委員を通じて安否確認をして被害の報告はなかった。高齢者で人工呼吸器を使用している方から発電機がないので貸してほしいとの問い合わせがあり、今回は大規模震災ではなかったので貸す事ができましたが、今後は自己処理を促すような形をとらないと難しい事が確認できた事例がありました。また 1～2 級視覚障害者に計画停電の内容を電話で説明をした。視覚・聴覚障害者への今後の課題として避難所に避難した場合のコミュニケーションをとる難しさに対してボランティアの派遣ができるように考えないといけません。

災害時の要援護者の登録制度について二宮町は整備できていません。民生委員とも協議をして早急に検討していかなければならない。

現況報告としてかな作業所が 4 月 1 日から就労継続支援 B 型として事業を開始します。

(3) その他

・重症心身障害者及び医療的ケアの必要な方の困り感に関するアンケート調査実施報告書について

議長はアンケート調査実施報告書について説明を指示しました。委員は資料に基づき詳細に説明しました。

・障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要について

議長は上記の件について説明を指示しました。事務局は資料に基づき詳細に説明し、今後も情報が入り次第、随時報告するとしました。

議長は質疑を促したがなく、15 時 20 分に閉会しました。